



## 府営住宅の地位承継 10月度から拡大 公明党の代表質問 府を動かす!



府営住宅の地位承継の制度が10月1日から一部変更されました。これまで入居者(名義人)の子または孫は高齢者(60歳以上)等の要件(下記(3)-(6))がなければ地位承継が認められていませんでしたが、今回の変更で原則1回に限り認められます。

肥後洋一朗府議団幹事長は、今年2月議会の代表質問で、地位承継制度について前回の変更から10年以上経ち、入居者の高齢化など環境が大きく変化していることから見直すよう提案、府が制度の見直しを明言しました。これからも皆様の声をカタチにできるよう取り組んでいきます。

### 変更となった地位承継の要件

(下線部が今回変更となりました。)

地位承継を受ける方が、次のいずれかに該当すること

※同居承認を得て同居されている方で、(3)～(6)に該当する方については、  
名義人と1年以上の同居期間が必要になります。



(1)名義人の配偶者(1回限り)

(2)名義人の子又は孫(1回限り)

※令和2年4月1日から9月30日までの間に退去猶予期限が到来した方で現に居住中の方については、令和3年3月31日までに地位承継の承認申請を行い、条件を満たしているものに限り、地位承継が認められます。

(3)高齢者(60歳以上(名義人の死亡・退去時の年齢))

(4)障がい者の方がおられる世帯に属する方

(5)ひとり親世帯の母又は父

(6)生活保護の被保護者

※地位承継後の世帯の収入など、その他の要件は従来通りです。

詳しくはお近くの大阪府営住宅管理センターまでお問い合わせください。



### 公明党の提案で実現!

# 高齢者のインフルエンザ予防接種を無償化 公明府議団の緊急要望を受け実現!



大阪府は新型コロナウイルスとインフルエンザの併発による高齢者の重症化と医療提供体制のひっ迫を防ぐため、65歳以上の高齢者等のインフルエンザ予防接種にかかる自己負担の無償化を10月から開始しました。

公明府議団は6月26日実施の「新型コロナ対策緊急要望」以来、ワクチンの接種助成を吉村知事に提言。この提言を受け、今回の制度化にいたりました。

今後は妊婦や小児、受験生など必要な方が円滑にワクチン接種ができるよう尽力してまいります。

## 寝屋川市におけるインフルエンザワクチン接種助成について

<実施期間> 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで

<対象者>

- 65歳以上の人
- 65歳以上の方の他、60歳～64歳の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する、単独で身体障害者手帳1級の所持者

<自己負担額> 1回限り、無料

<接種方法> 直接、取扱医療機関に予約をし、接種してください。  
予診票や申請書は各医療機関にあります。

<取扱医療機関一覧> 守口市、門真市、大東市、四條畷市の取扱医療機関及び枚方市の一部取扱医療機関でも接種できます。

※寝屋川市の取扱医療機関と枚方市の一部取扱医療機関については、寝屋川市のホームページで確認してください。

<問い合わせ> 寝屋川市健康づくり推進課 健康づくり担当 電話: 072-812-2002



取扱医療機関  
(校区順)



## [厚労省]インフルエンザワクチン接種時期ご協力のお願い



今年は過去5年で最大量(最大約6300万人分)のワクチンを供給予定ですが、より必要とされる方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

10月1日

接種希望の方はお早めに

**65歳以上の方(定期接種対象者)※**

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等  
※定期接種の開始日は、お住いの市町村で異なりますのでご確認ください。

上記以外の方は

10月26日まで接種をお待ちください。

10月26日

接種希望の方はお早めに

**医療従事者  
基礎疾患を有する方  
妊婦  
生後6か月～小学校2年生**

上記以外の方も接種できます